

## 茅ヶ崎市広報紙等配布手数料交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、広報ちがさき、茅ヶ崎市議会だより及び市民に広報をするために市が発行する物（以下「広報紙等」という。）の配布及び配布に係る手数料の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (配布団体)

第2条 広報紙等を市内の各世帯に配布する団体（以下「配布団体」という。）は、自治会及び市長が特に必要があると認める団体とする。

2 配布団体は、その名称を定め、代表者を置かなければならない。

3 配布団体は、20以上の世帯をもって構成する。

### (広報紙等の配布)

第3条 配布団体は、広報紙等が市から届いた場合においては、特別の事情があるときを除き、当該配布団体を構成する世帯に対し速やかに配布するものとする

### (配布手数料)

第4条 市長は、配布団体に対し、広報紙等配布手数料（以下「配布手数料」という。）を支払うものとする。

2 配布手数料は、上期（4月から9月までをいう。以下同じ。）及び下期（10月から翌年3月までをいう。以下同じ。）について支払うものとする。

### (配布手数料の算出)

第5条 配布手数料は、1世帯当たり年間200円とする。

2 配布手数料は、上期と下期のそれぞれについて、200円に2分の1を乗じて得た額に半期配布世帯数（当該配布団体が広報ちがさきを配布した世帯数（以下「配布世帯数」という。）の上期又は下期の合計数を6で除して得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）をいう。）を乗じて得た額とする。

### (手数料の請求)

第6条 手数料の請求をしようとする者は、次に掲げる書類を市長が別に定める期日までに市長へ提出しなければならない。

(1) 広報紙等配布業務請書

(2) 広報紙等配布業務完了報告書

(3) 広報紙等配布手数料請求書

(配布手数料の支払)

第7条 市長は、上期に係る配布手数料については、10月に、下期に係る配布手数料については3月に支払うものとする。

(届出事項)

第8条 配布団体の代表者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに書面をもって市長に届けなければならない。

(1) 配布団体の名称又は代表者に変更があったとき。

(2) 配布世帯数に変更があったとき。

(3) 解散するとき。

(4) その他市長が必要があると認めるとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、広報紙等の配布に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年11月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。